

消防署の組織及び事務分掌に関する規程の一部を
改正する訓令をここに公示する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

野田市消防長 石山 哲士

野田市消防本部訓令第 2 号

消防署の組織及び事務分掌に関する規程の一部を改正する訓令

消防署の組織及び事務分掌に関する規程（昭和 6 2 年野田市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（職員）

第 6 条 署に消防吏員を置く。

第 7 条第 3 項中「署長、」を「署長は消防監の階級にある者を、」に改め、「又は事務吏員」を削り、同条第 4 項中「又は事務吏員」を削る。

附 則

この訓令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。